

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年6月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第17号

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年墨田区条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「490円」を「950円」に改める。

### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の第4条の規定により支給された福祉現業手当は、この条例による改正後の第4条の規定により支給する福祉現業手当の内払とみなす。